

第5章 市民活動推進の基本的な指針と施策

これまで様々な市民や市民活動団体が協力しあって創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきました。こうした市民の力は、藤沢らしい個性豊かなまちづくりにとってますます必要とされ、さらに推進していくことが求められています。

本市の市民活動推進の今後における基本的な指針と施策については、(1)活動の場の確保について、(2)情報の提供・収集について、(3)財政的な支援について、(4)協働事業について、の4つの項目についての方向性を示し、市民活動団体の活動が円滑に、また、効率的に行えるよう活動環境の整備について行政の支援策を示していきます。

さらに時代の流れを見極めながら多様な施策についても継続的な検討を行っていくものとします。

1. 活動の場の確保について

<基本的な指針>



今後の方向性

市民活動における活動の場は、市民活動の環境整備の上で基本的な位置づけにあるものと言えます。

しかし、現状としては、市民センター・公民館などの公共施設においては限られたスペースの中で、施設毎に定められた使用目的に添って利用している状況にあります。

今後新たな公共施設の拡充が望めないなか、既存公共施設の周知・利用の拡大を検討し、併せて民間施設の利用打診等により活動の場の確保を図っていく必要があります。

また、公共施設等の改築等にあたっては、バリアフリーを優先し、誰もが利用しやすい場としての整備を進める必要があります。

活動の場の確保については、次の3項目について推進を図ります。

①市民活動に必要な活動の場の確保については、既存公共施設の周知を行い、利用の拡充を図ります。

また、施設利用において、利便性の向上を図ります。

②公共施設等の改築等に当たっては、バリアフリーを優先し、誰もが利用しやすい場としての整備を進めます。

③市民活動団体が利用できる活動の場として、民間施設の活用についての情報の収集や提供など側面支援を図ります。

今後の課題

活動の場の確保における今後の課題としては、次の項目について継続して検討していきます。

①市民センター・公民館などにおける収益事業での利用制限の見直しの検討

市民活動団体が地域で活動する上で活動の場となっている市民センター・公民館等において、従来実施できなかった活動を実施できるような利用制限の見直しの検討を継続して行います。

<基本的な施策>

施策の内容

① 既存の公共施設の利用促進について

既存公共施設の会議室等の周知を図り、利用促進を図ります。

また、施設の設置目的に合った利用を基本に、施設の有効活用という観点から、施設が空いている場合には、市民活動団体が使用できるよう検討を図ります。

② 民間の活用できる場の確保について

民間の活用できる場については、市民活動団体の会議や打ち合わせの場だけではなく、事務所や事業活動など継続した使用ができる場所としての利用について、市民や事業者等に打診・開拓について検討を図ります。

③ 市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について

市民活動推進センターは、市民活動推進の拠点施設として、現在、施設・設備の利用や、学習機会の提供、相互交流の機会の提供など基本機能に基づく事業の提供を実施をしております。

今後、市民活動に関する人材の育成や、調査・研究などの高次機能の拡充を図ります。

また、開設以来利用者の要望に沿う施設運営を行ってきましたが、今後も利用促進を図り、市民活動を支援します。

④ 活動の場の利用における市民理解の向上に向けた取り組みについて

市民活動団体は地域の公共施設を活動の場として利用していますが、活動する場の施設職員や地域住民が市民活動に対する理解の向上を図る取り組みを実施します。

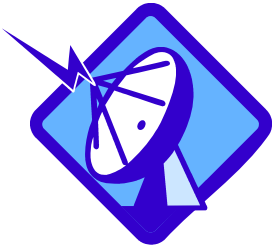
今後の課題

① 北部方面市民活動推進センターの検討について

市民活動推進の拠点施設として開設された市民活動推進センターは、多くの市民活動団体に活用されている状況にあります。しかし、市の南部に立地していることから、北部方面の市民活動団体にとっては、北部方面に市民活動推進センターの開設が望まれています。

本市としては、本市の市民活動の全体施策を勘案しながら、北部方面市民活動推進センターについての検討を図ります。

2. 情報の収集と提供について



<基本的な指針>

今後の方向性

市民活動団体は、継続的・発展的な活動を展開していくために、行政内に保有している市民活動の各種関連情報を必要としている状況にあります。

しかし、これらの情報は行政内に分散していることが多く、総合的に収集し、提供する体制が求められています。

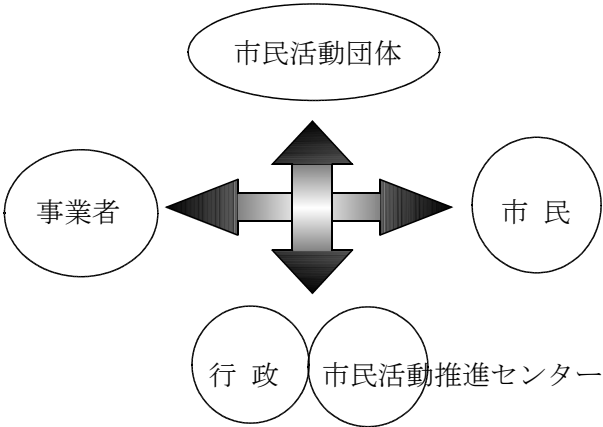
本市としては、各種の情報を必要としている市民に積極的に公開するとともに、行政の諸活動を、積極的に説明することが必要です。

そのためには、知りたい行政情報を「わかりやすく・利用しやすい形にした的確かつ迅速に提供ができる」システムの確立を図る必要があります。

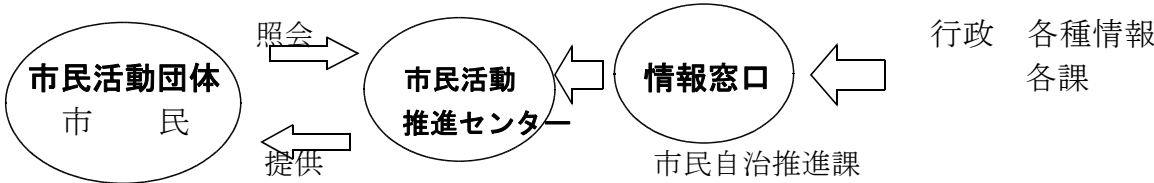
情報の収集と提供については、次の2項目について推進を図ります。

①市民活動団体、事業者、市民、及び行政間の体系的な情報流通がこれまでありませんでした。4者間の情報流通がスムーズに行われるようなシステムについて、検討を図ります。

これにより、市民活動団体、事業者、市民、行政の4者相互間の交流を図ります。



②市民活動団体に対する行政情報の提供を促進する「情報窓口」を設置し、市民活動の庁内情報の集約・提供を図ります。



<基本的な施策>

施策の内容

① 行政の「情報窓口」の設置について

「情報窓口」を設置し、次の機能の充実を図ります。

1) 情報窓口

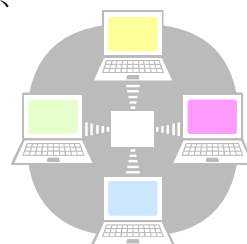
- 市民活動推進センターとの連携による行政内部情報を収集発信する情報窓口の機能拡充
- 市民活動支援事業、各種助成金等の情報提供
- 広報紙等へのイベントや活動情報を紹介
- 市民活動を応援する人材の情報提供

2) 市民活動団体の情報収集と発信

- 市民活動団体の情報の収集と発信する場の提供
- 市の業務に参入を希望する市民活動団体の情報を庁内で情報発信

3) 国、県、事業者（企業）及び各種中間支援組織の情報提供

- 国、県の施策の情報提供
- 商店街の空き店舗等の市民活動団体が利用できる場の情報提供
- 事業者（企業）及び中間支援組織が行う助成などの情報提供
- 市外の市民活動関連情報を収集・提供



② 情報流通のネットワーク化の検討について

市民活動団体、市民、事業者、及び行政との情報流通のネットワークについて検討を図ります。

③ 庁内情報発信体制の確立について

各部課の事業内容を、ホームページ等により情報発信を行います。
また、助成金の内容等の公表の推進を図ります。

さらに、庁内情報の発信・集約手段、及び集める場の設定等庁内の情報を集め発信する仕組みづくりの検討を図ります。

④ 市民活動情報コーナーの設置について

市民活動団体が情報発信できる場として、市民センター等に市民活動団体のチラシが置ける市民活動情報コーナーの設置を図ります。



⑤ 市民活動団体の実態調査について

市民活動団体の実態やニーズ、成熟状況及び今後の協働事業への意向等の実態調査を定期的に行うことにより、市民活動団体の状況の把握に努めます。

⑥ ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てるふじさわ電縁マップの活用について

本市ではインターネットを活用した市の情報玄関として、えのしま・ふじさわポータルサイトや、双方向のコミュニケーションシステムである市民電子会議室、GISを活用した「みんなで育てるふじさわ電縁マップ」などのツールがあります。

これらのシステムを活用し、市民活動団体の情報発信や情報交流を図ります。

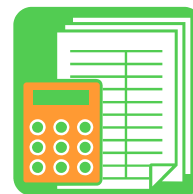


⑦ 市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充

市民活動推進センターにおいては、事業者（企業）と市民活動団体の情報交流事業や、市民活動団体相互の情報交流や及び情報リテラシーの向上のための事業を実施し、センター機能の拡充を図ります。

※情報リテラシーとは、情報を読み書きする能力をいう。

3. 財政的な支援について



<基本的な指針>

今後の方向性

これまで市民活動団体は多種多様な地域の課題に対し、市民活動団体の様々な特性を活かしたきめ細やかなサービスにより、これらの課題を解決してきました。

これらの活動は、今後とも継続され、安定的な活動が展開されていくことが求められています。そのためには、活動を安定的に維持していくための収入、自主財源を確保していくことが必要です。

市民活動団体の自主財源としては、会費や寄付金、自主事業収入、受託事業収入、補助金・助成金などがあります。本市としての直接的な支援策としては、助成金による支援や事業を委託する方法等が考えられます。また、市民活動団体が地域で活動を行う上でも、地域での認知度や信頼性の向上など、側面的な取り組みが必要となっています。

今後、市民活動団体への活動支援は、ますます必要性が増すものと思われます。その中であっても、財政的な支援については、直接的に、また、側面的に支援していく方向性が必要です。

財政的支援については、次の3項目について推進を図ります。

①市民活動団体の自立支援のため、市民活動団体の育成段階に応じた、また、新たな事業実施のための助成制度の創設を図ります。

②国・県や企業・公益法人等の民間による各種の補助・助成等の情報を集約し、提供することにより側面支援を図ります。

③市民活動団体が自主財源を確保するための側面支援として、公益的な市民活動に対する市民認知の向上を図ります。

今後の課題

市民活動団体の自立化支援策としては、市民や企業が市民活動団体を金銭的に支援するシステムが望まれます。今後、手法も含めたなかで、市民・事業者が市民活動団体の活動を寄付などにより支える仕組みづくりについて、継続して検討していくことが求められています。

<基本的な施策>

施策の内容

① 助成制度の創設

市民活動団体が継続的な活動を行っていく場合に、安定的な収入の確保を図ることが必要とされています。特に、団体設立時の初期段階や、団体運営が軌道に乗り発展的に事業展開を図る段階における支援が求められています。

多種多様な活動を行う市民活動団体の継続的な活動を支援するため、団体の育成状況に応じて、また、市民活動団体の事業目的に対応した助成制度の創設が求められています。

このような助成制度の創設を図ります。

② 自主財源を確保するための側面支援策について

市民活動が市民社会の中で受け入れられるための側面的支援を図ります。

- ・市民活動推進センターの広報紙や市広報、ミニコミ誌、ケーブルテレビ、FM湘南等への市民活動団体の周知宣伝活動等。

③ 既存の助成制度の周知・活用について

市民活動団体が利用できる既存の助成制度については、今後、情報提供を図り、制度及び運用の改善を行う中で、活用を図ります。

また、市の既存助成制度については、より透明性・公開性の向上を図ります。

今後の課題

① 基金・ファンドの検討について

市民や企業が市民活動に対して金銭的な支援を行える仕組みづくりが必要と考えます。その具体的な内容としては、金銭の寄付が容易となり、その金銭を基に市民活動団体に助成する仕組みが求められています。

今後制度について、継続して検討します。

② 新たな融資制度や利子補助制度の検討について

市民活動団体が新規事業を実施するときや、事業を発展させる際に一時的に多額の費用が必要になる場合があります。その際に、融資制度やその利子補助制度などの支援が求められています。しかし、現状では既存の融資制度等の中に市民活動団体に対して適合するものがないため、今後、国、県の動向を注視しながら、既存制度の市民活動団体への対応も含め、コミュニティビジネス支援の一方策として、継続して検討します。

1) 融資制度

市民活動団体に対する融資制度

2) 利子補助制度

利子を補助するもの

※現在の信用保証制度においては、市民活動団体は、対象外となっている。

③ 市税減免制度の拡充の検討について

現在市税減免制度として収益事業を行わない市民活動団体は、法人市民税の均等割について免除制度があります。

今後の市税減免制度のあり方については、国の動向を見ながら、継続して検討します。

4. 協働事業について



<基本的な指針>

今後の方向性

市民活動団体と行政との協働は、市民が主体的に組織化し参加する市民活動団体と行政が対等の立場で、市民活動団体の自主性・主体性や様々な特性を尊重しあいながら、公共的サービスの役割分担を協力して行うことにより、きめ細やかなサービスを提供することができます。

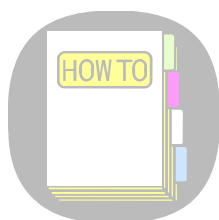
また、さらに進んで既存の行政の発想にとらわれることのない、市民活動団体の特性を活かした市民の視点・発想から新しい公共サービス・価値を生み出していくことができます。

本市としては、市民サービスの向上のため、また、市民活動の活性化のため協働事業の推進を図ります。

協働事業については、次の2項目について推進を図ります。

①市民活動団体と行政とが相互に提案できる協働事業を実施し、市民活動団体と行政との協働を推進します。

②協働事業推進のための庁内組織として、協働事業推進会議を設置し協働事業の推進のための具体的な検討を図ります。



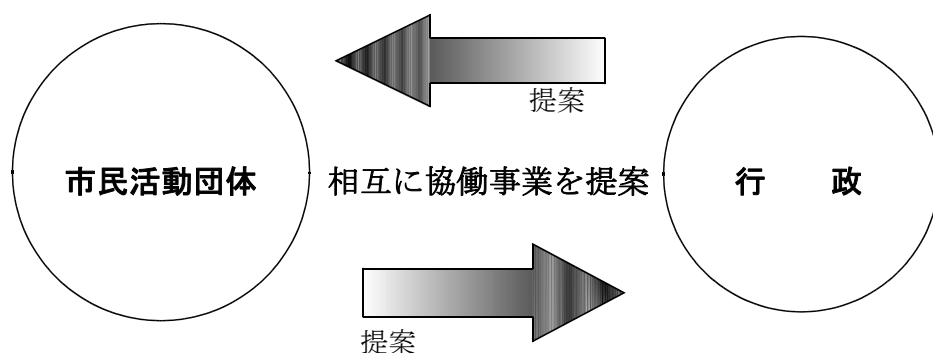
<基本的な施策>

施策の内容

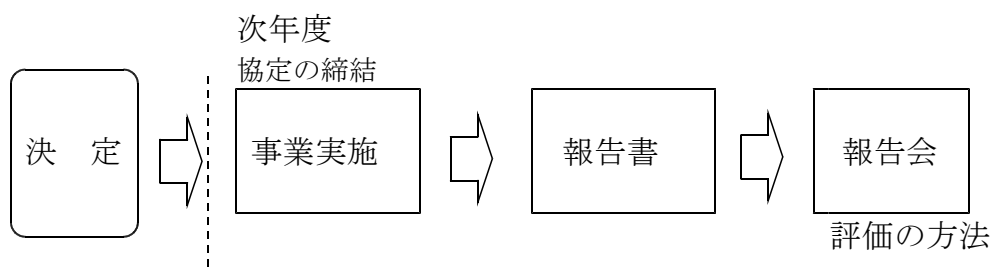
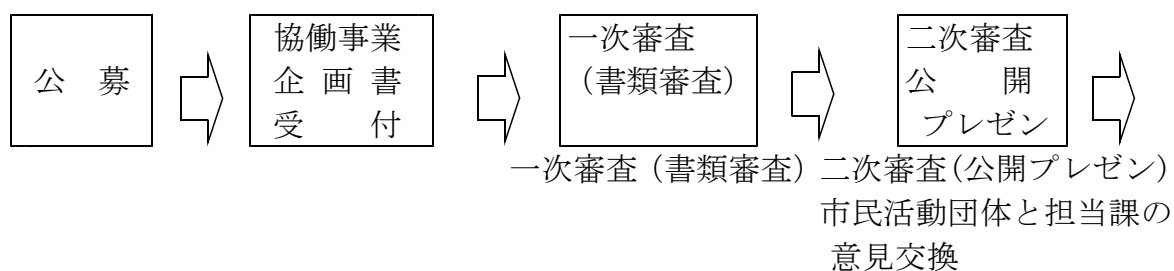
① 相互提案型協働モデル事業

市民活動団体と行政が事業の企画立案段階から参画し、協働事業を相互に提案し実施していく相互提案型協働モデル事業の実施を図っていきます。

市民活動団体が、市に対して企画提案し、市がその事業の公益性、必要性、効果等考慮した中で、協働事業として実施していくものと、市側から市民活動団体に対して公募・選考し、その企画の内容に基づき事業実施していくものの、2通りのモデル事業を行います。



協働事業の流れ



② 協働事業推進会議の設置

協働事業を推進するための機関として、庁内に「協働事業推進会議」を設置し、協働事業についての制度設計について検討を図ります。

1) 設置目的

市民活動団体と行政の相互提案型の協働事業を実施していく上で、市民活動団体の専門性、先駆性などの特性を活用し、実施上の諸問題の解決や協働事業における調整作業等を迅速に推進していくための機関として設置する。

2) 検討する内容

- (1) 協働事業の実施及び推進について
- (2) 協働事業の庁内調整
- (3) 協働事業における契約方法・内容等の検討
- (4) 役割分担の明確化（市民活動団体と行政との役割分担）
- (5) 協働事業の事業報告方法・評価の方法等

